

令和4年度第1回横須賀市再犯防止対策連絡会議 全体会 会議録（要旨）

- 1 日時 令和4年7月25日（月）14時30分から
- 2 場所 横須賀市消防局庁舎 災害対策本部室
- 3 出席者
委員（代理出席含む） 18名中14名出席
事務局 横須賀市民生局地域支援部長、市民生活課職員2名
- 4 資料
資料1 横須賀市再犯防止対策連絡会議 委員名簿
資料2 横須賀市再犯防止対策連絡会議 設置要綱（令和4年4月1日付改正）
資料3－1 横須賀市地域福祉計画（概要版）
資料3－2 横須賀市地域福祉計画
資料4 次期地域福祉計画策定スケジュール（案）
※令和4年7月7日開催 第15回横須賀市社会福祉審議会福祉専門分科会 配布資料
- 5 委員提供資料
「犯罪被害にあわれた方へ 支援のご案内」
- 6 議事
設置要綱の規定により市民生活課長が座長に就任。あいさつのち、職務代理者を指名し、会議の原則公開を確認して議事に移った。

（1）再犯防止推進計画の策定に向けて

①地域福祉計画の趣旨等について

本市福祉総務課から、資料3－1に沿って、地域福祉計画の基本理念や基本目標等、計画の趣旨等について説明。

【主な質疑等】

- ・次期地域福祉計画の検討について、再犯防止推進計画を包含して策定する方針であることは市民生活課から伺っており、成年後見制度についても一緒に考えていかなければいけないということは共有している。国からも一体的な計画との話を伺っており、基本的には市の計画として齟齬が出ないように、大きな枠の中で捉えていきたい。
- ・地域福祉課が所管する成年後見制度の計画について、再犯防止推進計画と法律の位置づけは変わらないため、同じレベルで記載していく方向で、今後進めていきたいと考える。

②次期地域福祉計画の策定スケジュールについて

事務局から、資料4に沿って、再犯防止推進計画を包含する方針の次期地域福祉計画と、一体的に策定を進めていく方針である社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定スケジュール等について説明。

(2) その他情報交換

①住居・就労分科会の報告について

事務局から、先に開催した住居・就労分科会の配布資料について、住居・就労分科会以外の委員に配布し説明。

②その他

鈴木委員から、委員提供資料に沿って、本年4月に制定された犯罪被害者等基本条例の概要等を説明。

【全体を通しての主な意見等】

- ・住居、就労はハード面を整えることも大事だが、人とのつながりも大事である。市に全体的にコーディネートができる人が配置され、保護観察が終了した本人がそこにアクセスすれば、自分が困っていることに必ず対応してくれると認識できるようにすることで再犯等はかなり少なくなると思う。
- ・福祉の総合窓口本人が相談しようということになると、信頼関係、人間関係ができていないと来所してもらえないし、担当課が本人を訪問することはなかなかできない。保護観察でかわりを持っている間に、相談場所について本人に伝える等、その方の背景がわかり人間関係を作る仕組みができると、市につきやすいのではないか。
- ・保護司や更生保護女性会会員の確保が大変困難になっている実状なので、保護司等確保に向けた支援及び保護司会等との連携強化について、再犯防止推進計画に盛り込み、市がバックアップしていただくとありがたい。また、規制薬物の乱用は犯罪であると同時に、病気、依存症としての側面を持っており、これに対するケア、依存症からの回復についても、市の力添えをいただくとありがたい。依存からの回復は息の長い支援が必要なので、地域の中でも支えていただくとありがたい。
- ・保護司等確保に向けた支援について、市では定年退職者に対して、保護司活動等への参加のお願いをしているが、それだけに限らず、積極的に様々な場面で意識啓発をしたい。また、薬物乱用防止については、精神保健福祉の面での連携が非常に大事になってくるので、健康部と連携を取って取り組んでいきたい。
- ・保護司がつかない満期出所の方が地域に出る前に、基礎となる支援にどのようなものがあるのかを勉強できる場があると、再犯防止につながっていくのでは。
- ・更生意欲があり、社会に戻ることが可能な保護観察対象者は多いが、同じ犯罪・非行を犯したといっても、それぞれ状況が違うので、うまく切り分けながら対応していかないと、再犯防止にはつながっていかない。
- ・出所・出院した本人が福祉につながる意思を持っていないと市は入っていけない。

地域でも同じことで、地域と交わることを望まない方だった場合にどうしていくか、そういう方のほうがむしろ再犯につながる可能性が高いと思われ、難しい課題である。

【閉会・事務連絡】

次回会議日程については、事務局で追って調整する。